

## 売 買 契 約 書 (案)

買主 長野県上伊那広域水道用水企業団 企業長 ○○○○「甲」という。)と売主○○○○ 代表○○○○ (以下「乙」という。)は、次の条項により、物品の売買契約を締結する。

(総則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(売買物品)

第2条 売買物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

(1) 品名 ○○○○

(2) 規格 別添「仕様書」のとおり

(3) 数量 各1式

(納入期限等)

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 納入期限 平成○年○月○日

(2) 納入場所 甲が指示する場所とする。

(売買代金)

第4条 売買代金は、○○○○円とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○○円)

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、売買代金の10分の1とし、財務規則(昭和55年企業団規則第1号)による長野県財務規則第143条第1項第3号の規定により、その納付は免除とする。

(納入及び検査)

第6条 甲は、売買物品の納入があったときは、10日以内に乙の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

2 乙は、前項の規定による検査の結果不合格となった売買物品について、甲の指定する日までに代品を納入し、再度検査を受けなければならない。

3 前2項の規定による検査に要する費用は乙の負担とする。

(売買代金の支払)

第7条 甲は、前条の規定により売買物品の引渡しを受けた後、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に売買代金を支払うものとする。

2 甲が、その責に帰すべき事由により、前条第1項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第8条 第6条の規定による引渡し前に生じた売買物品の亡失又はき損による損害は、乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第9条 乙は、売買物品の引渡し後1年間に、当該売買物品に隠れた瑕疵が発見されたときは、甲の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第10条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約解除)

第11条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期限までに売買物品を納入しないとき又は納入することができないと明らかに認められるとき。

(2) 前号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第11条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第7項の規定による排除措置命令が確定したとき又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決(同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、確定したとき。

(3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第12条 乙は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期限までに売買物品を納入することができないときは、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金に対し年3.0%の割合で計算した額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

2 甲は、その責に帰すべき事由により、第7条第1項に規定する期限までに売買代金を

支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、売買代金に対し年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

3 乙は、第9条の場合において、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

4 乙は、第11条及び前条の規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

5 甲は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 乙は、第1項又は第4項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。  
(賠償の予約)

第13条 乙は、第11条の2の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の2第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(疑義の解決)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 2134-32  
長野県上伊那広域水道用水企業団  
企業長 ○○○○

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○